

司法試験予備試験の受験資格制限等に関する会長声明

2014年7月18日

千葉県弁護士会

会長 蒲田 孝代



第1 声明の趣旨

- 1 当会は政府に対し、司法試験予備試験について何ら受験資格制限等は行わないとの結論を早急に明らかにするよう求める。
- 2 当会は政府に対し、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させ、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにするとの方針を改めて確認し、直ちに実行することを求める。

第2 声明の理由

- 1 現在、我が国の法曹養成制度は正に危機的状況である。法曹養成制度の中核とされた法科大学院に今春入学したのは2272人であり、入学者を募集した法科大学院67校のうち61校が定員割れ、うち44校は定員の5割未満であった。今年の法科大学院全国統一適性試験の実受験者数は4091人で前年比17.3%減、僅か3年前との比較で43.6%もの激減である。来春の法科大学院入学者は更に減少して2000人を割るとの予測もある。入学者の募集停止を発表する法科大学院はこれまで全国で20校に及び、本年は特に増加している。
- 2 他方、2011年から開始された司法試験予備試験（以下、「予備試験」という。）は、合格率約3%の厳しい試験ながら年々受験者を増やしてきた。予備試験は、「法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する」（司法試験法5条）ものとされ、合格すると司法試験受験資格が得られる。

2008年3月25日の閣議決定においては、「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的配慮を行う」とされているが、予備試験合格者の司法試験合格率は、2012年が68.2%、2013年が71.9%といずれも高く、法科大学院修了者の合格率

(いずれも 25% 程度) を遥かに上回るものであった。当会は、このような試験結果を踏まえ、2012年、2013年と2年続けて予備試験合格者数を不当に制限することのないよう求める会長声明を発表してきた。

3 ところが、近時予備試験を更に狭き門にしようとする動きが各所で見られる。具体的には、予備試験の受験資格として資力要件・社会人経験要件を設ける案、一定の年齢以上であることを要件とする案、法科大学院在学中の者に予備試験の受験を認めないこととする案、予備試験の試験科目に展開・先端科目等を追加・変更する案などが話題に上っている。最近では、京都大学、慶應義塾大学、中央大学、東京大学、一橋大学、早稲田大学の各法科大学院が、法曹養成制度改革推進会議、法務大臣及び文部科学大臣に対し、予備試験の試験科目および出題内容・方法等の見直し、予備試験合格者数を拡大させない運用とともに、予備試験の制度趣旨に即した受験資格制限を求めるとの緊急提言を連名で行っている。

これら受験資格制限等により予備試験の縮小化を図ろうとする動きは、現在の予備試験のあり方が、法科大学院を中心とする法曹養成制度に様々な悪影響を与えておりとの認識から提言されているようである。

4 しかし、法科大学院を中心とする法曹養成制度が入学者激減、司法試験合格率低迷など全体として機能不全に陥っているのは、予備試験のあり方に問題があるからではない。

当会が2013年2月8日に採択した『「法科大学院を中心とする法曹養成制度」の見直しを求める決議』で述べたとおり、法曹志願者に経済的、時間的負担を課し、法科大学院のない地域に居住する者や有職者の受験機会を阻害するなど大きな参入障壁となっている現行の法科大学院制度と、2000人を超える合格者を出し続けた結果としての深刻な司法修習生の就職難、弁護士の収入減等による職業的魅力の低下とが相俟って、法曹志願者を質・量ともに縮小させていることが問題の根本である。したがって、予備試験に何らかの制限を加えても、法科大学院の人気回復にはつながらず、法科大学院を中心とする法曹養成制度が改善されることにもならない。

5 むしろ、予備試験は法科大学院のない地域に住む者にとって法曹となる唯一の手段であるから、地方の法科大学院の募集停止が相次いでいる現在において、その重要性はますます高まっている。地方在住者のみならず、大学生やフルタイムで働く社会人など、その時点での法科大学院に通える状況にない法曹志願者の受験機会が制限されれば、より司法試験離れを生み出すことは目に見えている。

法曹養成制度改革顧問会議第9回の司法試験予備校提出資料によれば、大学生及び大学卒（法科大学院生を除く）の合計が約80%という回答者群のアンケートにおいて、「学習の目的、重視している順位」の質問では約70%が予備試験を最上位に挙げ、法科大学院合格を最上位に挙げた者は僅か約13%であった。また、少なくない予備校生が、「法科大学院進学という選択肢がない」、「予備試験が無ければ法曹を目指して

いない」との回答を寄せており、予備試験に何らかの制限を加えることによって、彼らの望みをも制限し、あるいはこれを断つことになることは十分に留意しなければならない。

6 当会は、前述の『「法科大学院を中心とする法曹養成制度」の見直しを求める決議』において、法科大学院を中心とする法曹養成制度は、経済的、時間的障壁等様々な構造的欠陥を抱えており、法曹志願者の増加、多様かつ優秀な人材の確保という観点からは有害であるとした上で、法科大学院修了を司法試験の受験資格とすることなどを定めた司法試験法第4条の撤廃を求めた。予備試験は、より少ない負担で司法試験受験資格が得られる手段として、また法科大学院に通える状況にない者の唯一の法曹への道として、現に多くの支持を集めているのであるから、司法試験法第4条の撤廃が実現されるまでの間はこれを制限するのではなく、少なくとも前記閣議決定のとおり、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とが均衡する程度まで拡大、発展させることこそが必要である。

7 なお、予備試験の受験資格制限等の多くは制度立法時の議論の末、憲法上の疑義や技術的困難などで導入が見送られたものであるが、現在においてこれを可能とし、かつ導入が必要とされる新たな立法事実はなく、今後生じる見込みもない。予備試験の受験資格制限等の議論を復活させることは、今後受験を考えている者の将来予測を困難にさせて不安を与える、法曹の道を断念する者を増やすだけである。確かに法科大学院ルートと予備試験ルートで明暗が分かれているが、予備試験ルートより優れた法曹を排出するという成果によって法科大学院ルートの優位性を証明するのが正道であり、予備試験の受験資格制限等には断固反対する。

冒頭に述べたとおり、我が国の法曹養成制度は危機的状況にある。司法試験合格者数の1000人以下の速やかな減員、司法試験法第4条の撤廃、給費制の復活等の抜本的改革が急務であり、予備試験を巡る議論は早急に決着をつけなければならない。

8 以上から、当会は政府に対し、予備試験について何ら受験資格制限等は行わないとの結論を早急に明らかにするとともに、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させ、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにするとの方針を改めて確認し、直ちに実行することを求める。

以上